

「水都の教科書(仮称)」企画・制作業務委託仕様書

1 業務名称

「水都の教科書(仮称)」企画・制作業務委託

2 業務の趣旨

水都大阪コンソーシアム（構成団体＝大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。）では、水都大阪についての様々な角度から集めた知識を集約して分かりやすくまとめることを目的に「水都の教科書(仮称)」を制作します。本業務では「水都の教科書(仮称)」の企画・制作を行う事業者を募集します。

「水都の教科書(仮称)」は、コンソーシアムがウェブや紙面を通して広く一般に水都への知識と愛着を深めてもらったり、舟運事業者にはガイド案内等に役立ててもらったりすることを想定しています。また、コンソーシアムがワークショップやクイズラリー等を行う際の基礎資料としても活用していく予定です。

(1) 企画内容

水都大阪にまつわる情報を、監修者のもと教科書のようにジャンル別(科目別)に分類して、それぞれのジャンル毎に個別のテーマについての文章を合計 15 本以上制作します。

読者層：地域住民、大阪への観光客、水辺の事業者

ジャンル数：4～6 程度

テーマ数：15 以上（上記ジャンルのいずれかに帰属）

1 文章あたりの量：A4 縦サイズで 4 ページ程度(フルカラー)

(2) スケジュール

10 月上旬 委託事業者決定・契約

10 月中旬 SOC との調整・制作開始

12 月末 原稿 3 本以上納品

令和 5 年 3 月 15 日まで 原稿の残りを納品

3 委託業務内容

- (1) 事業タイトルと全体方針の提案
- (2) ジャンル分けと各テーマの提案
- (3) 監修者、執筆者の選定
- (4) グラウンドデザインとレイアウトの提案
- (5) 編集作業全般(編集、スケジュール管理、著作権処理、参考文献の記載等)
- (6) コンソーシアムへのデータ納品
- (7) コンソーシアムへの進捗報告等その他付帯業務

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

6 成果物の提出

コンソーシアムあて以下の成果物等を提出すること。

- (1) レイアウト付き原稿データ (HP アップと紙媒体印刷に対応するもの)
- (2) 使用した写真や地図などの個別データ(必要に応じ使用許可等の権利関係を明記のこと)

7 その他

(1) 守秘義務等について

- ① 受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ② 本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ① 本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3) 著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「水都の教科書(仮称)」企画・制作業務委託公募要領の「5 公募参加資格(7)」に該当すると認められた時は、契約を解除することがある。
- ② その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度コンソーシアムと協議を行い、指示に従うこと。